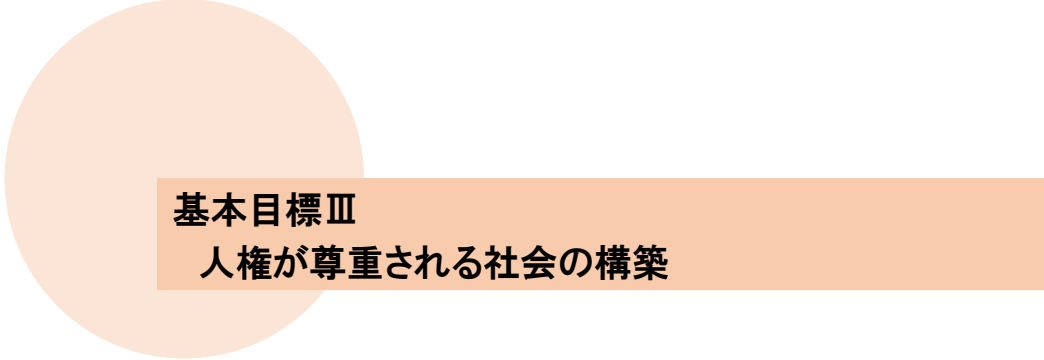




基本計画



基本目標Ⅲ 人権が尊重される社会の構築

課題1 暴力から市民を守る地域づくり

課題2 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本目標Ⅲ

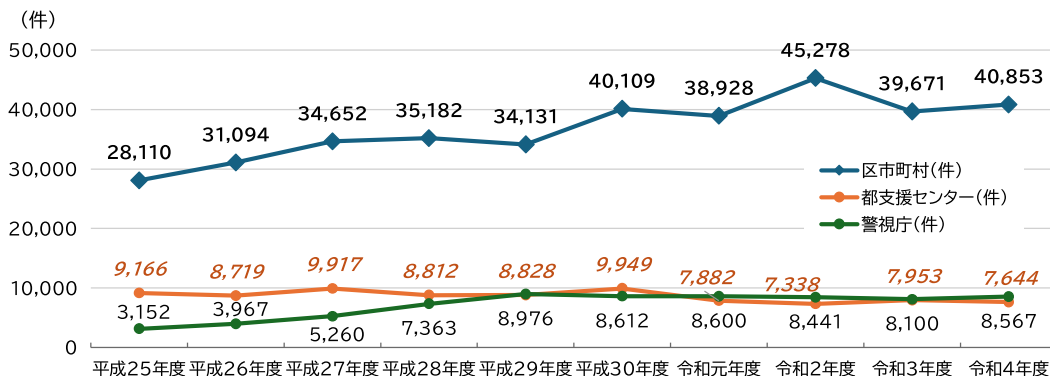
人権が尊重される社会の構築

課題1 暴力から市民を守る地域づくり

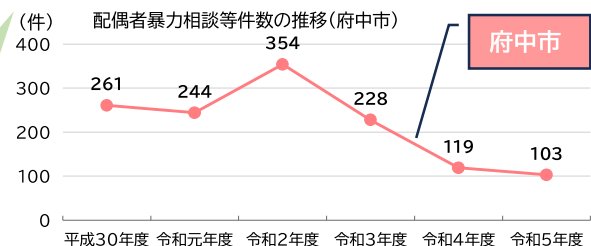
- ◆配偶者からの暴力（DV）対策や防止策として、相談しやすい環境の整備や、被害者を保護・支援する体制を強化するとともに、子どもの頃からの人権等に関する教育が求められています。
- ◆家庭内における暴力の被害にあいやすい、子どもや高齢者等の虐待の早期発見に努めるとともに被害者が相談しやすい体制づくりや、各種支援が重要です。
- ◆セクシュアルハラスメントには様々な種類があり、許されない行為であることを広く普及啓発するとともに、被害者が相談しやすい体制をつくることが重要です。

●配偶者暴力に関する相談等件数の推移(東京都・府中市)

出典: 東京都の配偶者暴力相談等件数の推移(令和4年度) (東京都生活文化局)

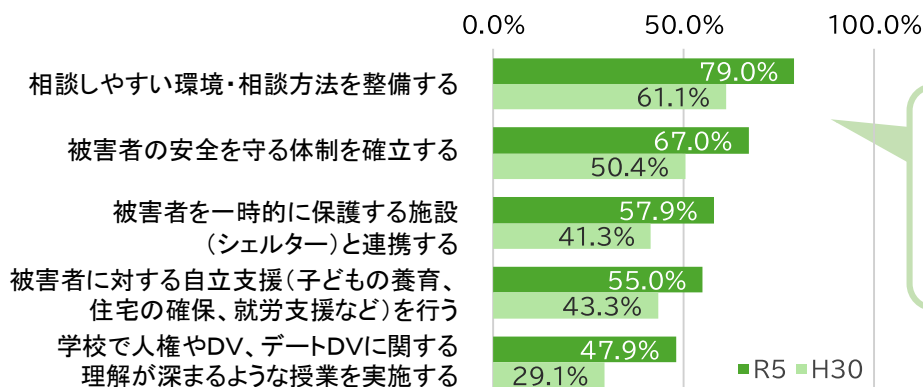


都支援センターと警視庁への相談件数はほぼ横ばいだが市町村では増加傾向で推移。
市では、令和2年度に大きく増加し、その後は減少傾向で推移。



●DV 対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業について(府中市)(上位 5 位)

出典: 府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度・平成30年度)

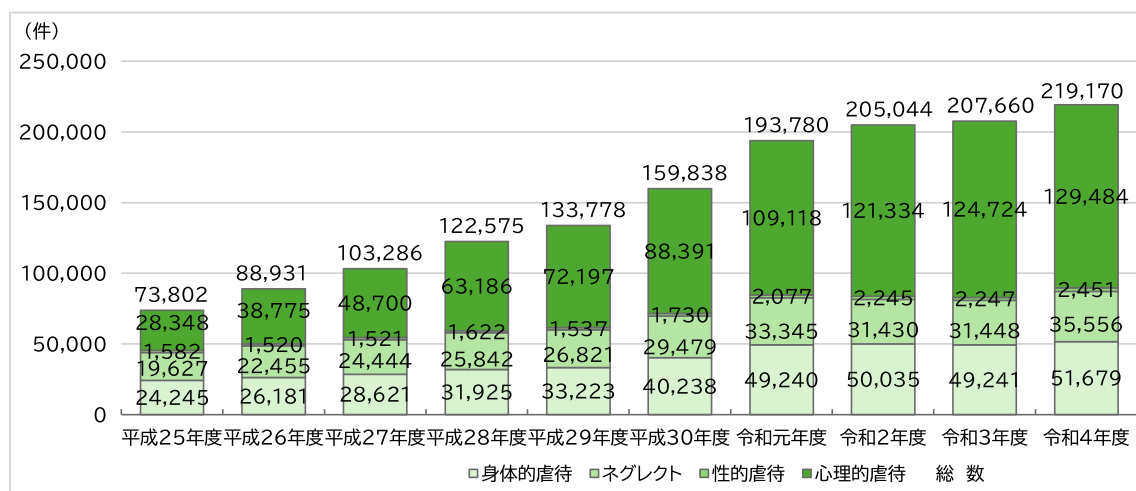


H30から相談しやすい環境整備や学校での教育の必要性が大きく増加。

●児童相談所における児童虐待相談対応件数(全国)

出典: 令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数(こども家庭庁)

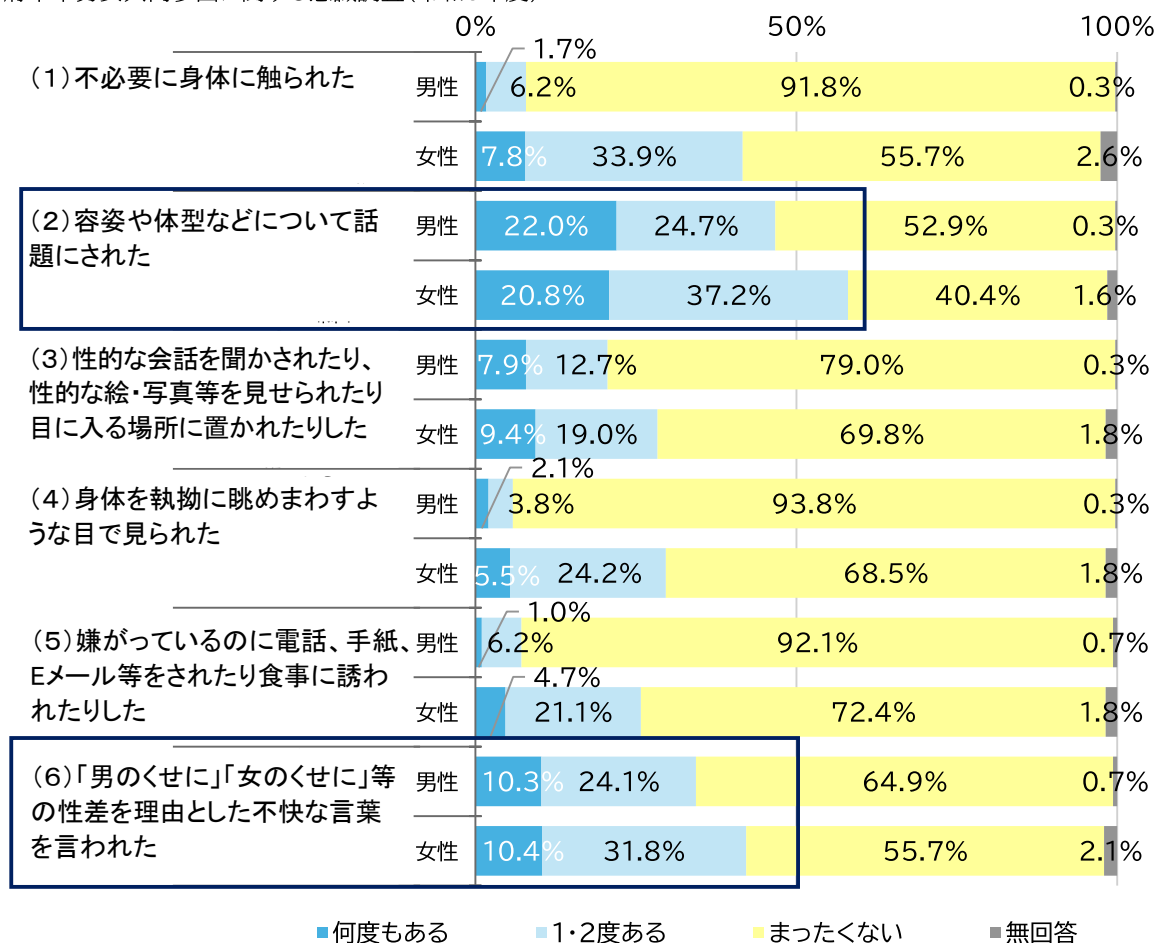
相談対応件数は全国的に増加傾向で推移。



●セクシュアルハラスメントを受けた経験(府中市)

出典: 府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度)

男性(N=291)、女性(N=384)



「まったくない」が多くを占めるが、容姿等の話題や性差を理由とした言葉をかけられた経験は男女共に多い。

－施策の方向・展開－

（１）暴力の根絶に向けた取組の推進

- DV等のあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する社会問題として捉えることが大切であることから、DV等に関する正しい理解の促進と防止に向けた啓発の充実を図るとともに、子どもの頃から暴力を伴わない関係性を構築するための教育・啓発を行います。



- 「女性に対する暴力をなくす運動期間」と連動した市民への意識啓発講座を実施するとともに、被害者へ適切な情報の提供を行います。
- 子どもの頃からDV等の正しい理解の促進と防止に向けた啓発を図るため、ジェンダーや人権、多様性、性暴力等の包括的な性教育に関する講座を実施するとともに、学校現場においてはDV等に関する人権教育等により意識啓発を推進します。

（２）被害者に対する包括的な支援の充実

- DV等の被害者が暴力から逃れて安全・安心に生活が送れるよう、被害者本人の意思を尊重し、状況に応じた支援を行います。また、DV等の被害の潜在化の防止と、被害者が相談から自立まで切れ目のない支援を受けられるよう、専門相談員による相談支援の充実を図るとともに、職員間における知識・情報の共有や関係機関等との連携強化により、包括的な支援を実施します。



- 住民基本台帳等の閲覧・交付の制限などの被害者への支援措置を行うとともに、セーフティネット住宅等の情報提供など、被害者の状況に応じた支援を行います。また、緊急一時保護を行う民間シェルターへの補助等の支援を検討します。
- 被害の潜在化の防止や安心して相談できる体制づくりを進めるため、DV等に対する相談体制の強化を図ります。また、被害者へ適切な対応ができるよう、市職員対象の研修を実施するなど庁内連携を強化するとともに、関連機関との情報交換等を行い、連携強化に努めます。

(3) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進

- 新型コロナウイルス感染症等の影響や複雑化する社会環境から家庭内暴力の増加や深刻化が懸念されており、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりが重要となっています。特に社会的弱者となりやすい女性や子ども、高齢者、障害のある方等への暴力の予防に向けた啓発の充実を図るとともに、相談しやすい体制づくりを推進します。



- 児童虐待を防ぐため、「児童虐待防止推進月間」等において市内イベント等に参加し周知啓発を行うとともに、市内関係機関を対象に研修を実施するなど、意識啓発の機会の充実を図ります。
- あらゆる虐待の重篤化や未然防止のため、関係機関や地域、学校・保育所等との連携強化や情報共有を図り、各種虐待に対する早期対応に努めます。
- 青少年から高齢者、障害のある方など、社会的弱者となりやすい方が安心して気軽に相談できる環境の整備を進めます。

(4) セクシュアルハラスメント等防止の推進

- 職場のみならず、教育や福祉の現場、地域社会など様々な場面で起こる可能性があるセクシュアルハラスメントは人権侵害であり、性別等を問わず誰もが被害者となるおそれがあります。様々なハラスメントの防止に向けた取組として、セクシュアルハラスメントが許されない行為であることの周知や意識啓発を推進するとともに、相談しやすい体制づくりを推進します。



- 国や東京都と連携し、セクシュアルハラスメントに関する情報を市内事業所等や市民に向けて様々な広報媒体により周知を図るとともに、講座等を実施し、意識啓発を推進します。
- 市職員や教職員を対象にハラスメント防止研修を実施し、セクシュアルハラスメント等防止に係る意識啓発を推進します。また、市職員や教職員へハラスメントに対応する相談窓口の周知を図るとともに、安定的な運用を図り、相談しやすい体制づくりを進めます。

—目標指標—

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
【指標の考え方・目標値の算出方法】		
【指標の考え方・目標値の算出方法】		
【指標の考え方・目標値の算出方法】		

一事業一

*No. が色付けされている事業は他の施策で再掲されています。

No.	事業項目	事業概要	担当課
(1) 暴力の根絶に向けた取組の推進			
62	暴力を防ぐための意識啓発	・ 女性に対する暴力をなくす運動期間」関連講座等の意識啓発講座を実施し、意識啓発を推進します。また、「児童虐待防止推進月間（11月）」との連携や、被害者に必要な情報提供を行います。	多様性社会推進課
63	包括的な性教育の充実	・ 子どもや若者が、人生において責任ある選択をするため、狭義の性教育に留まらず、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、デートDV、性暴力の防止などの要素を入れた講座を学校の協力のもと実施します。	多様性社会推進課 子ども家庭支援課
64	学校におけるDV等の人権教育・啓発の推進	・ DV等のあらゆる暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する社会問題として改めて捉え、教育現場においてDVに関する正しい理解の促進と防止に向けた啓発の充実を図ります。また、子どもの頃から暴力を伴わない関係性を構築する観点からの教育・啓発を行います。	指導室
(2) 被害者に対する包括的な支援の充実			
65	DV等被害者への支援措置	・ DV等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方を保護するために、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等や戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止します。	総合窓口課
66	セーフティネット住宅等の情報提供	・ DV被害者（住宅確保要配慮者）に対して、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅や、公営住宅の入居についての情報提供等を行います。	住宅課
67	民間シェルターへの財政的支援	・ 公的機関では対応できないDV被害者の緊急一時保護を行う民間シェルター等への補助金交付を検討します。	多様性社会推進課
68	DVに対する相談体制の充実	・ DVに対する相談体制の強化を図るとともに、DV被害者支援対応マニュアルの相談シートを活用し、各課と連携を図り、二次被害の防止に努めます。また、「女性問題相談」の相談窓口の周知を図ります。	多様性社会推進課 全庁
69	DV対策等における庁内連携の強化	・ 職員を対象にDV被害者支援対応マニュアルに基づく研修を実施し、加害者等に被害者の情報が漏れ伝わることをないように、庁内における対応の統一化を徹底します。	多様性社会推進課
70	DV対策等における関係機関との連携の強化	・ DV対策連携会議等、関係機関と定期的に情報交換の機会を持ち、連携の強化に努めます。また、配偶者暴力相談支援センターに関する情報収集を行います。	多様性社会推進課

No.	事業項目	事業概要	担当課
(3) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進			
71	児童虐待を防ぐための意識啓発	・11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、市内の各種イベントに参加し、市民への普及啓発活動を行います。また、市内関係機関を対象とした虐待予防に関する研修を行い、児童虐待を防ぐための意識啓発を推進します。	子ども家庭支援課
72	児童虐待防止への対応	・児童虐待防止マニュアルを活用し、関係機関との連携強化や情報共有を図り、虐待に対する早期対応を行うことで、児童虐待の重篤化を防止します。また、学校や保育所等との定期的な情報交換を行い、更なる児童虐待防止を図ります。	子ども家庭支援課
73	高齢者虐待防止への対応	・地域包括支援センターと市が連携し、高齢者等の相談や支援を行います。必要に応じて、権利擁護センター等の関係機関と連携を図り、多問題に向けて解決を図ります。また、「高齢者見守りネットワーク事業」では、地域全体で高齢者を見守り、虐待の早期発見と防止に努めます。	高齢者支援課
74	障害者虐待防止への対応	・障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待に関する通報・相談を受け付け、通報を受けた際は速やかに関係機関と連携し対応します。	障害者福祉課
(4) セクシュアルハラスメント等防止の推進			
75	職場・地域等におけるセクシュアルハラスメント等防止の推進	・国や都と連携し、企業や地域にセクシュアルハラスメント防止ハンドブック等で広く情報提供を行うとともに、講座等により意識啓発を推進します。また、相談窓口についても周知を図ります。 ・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知します。	多様性社会推進課 産業振興課
76	職員・教職員に対する研修の実施	・全職員を対象としたハラスメント防止研修を実施し、セクシュアルハラスメント等防止に係る意識づけを行います。 ・教職員を対象としたハラスメント防止研修を実施し、セクシュアルハラスメント等防止に係る意識づけを行います。	職員課 指導室
77	職員・教職員のための相談窓口の安定的な運用	・年度当初に庁内の相談窓口体制について全職員へ周知するとともに、外部の相談窓口も設置し、安定的な運用を図ります。 ・セクシュアルハラスメント等について、相談しやすい体制を常時整えるため、苦情処理担当窓口の安定的な運用を図ります。	職員課 指導室

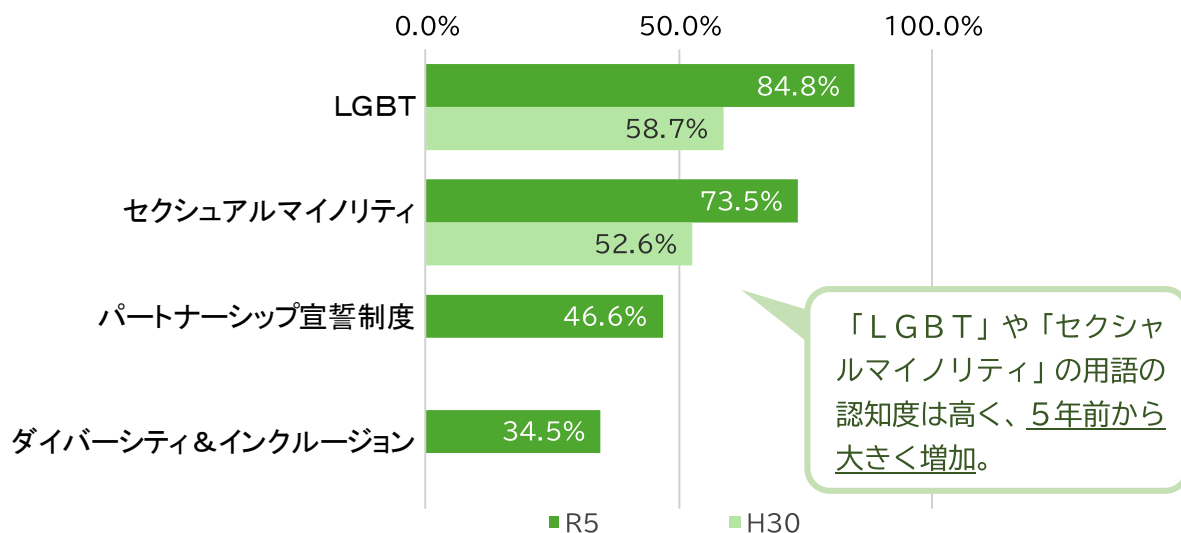
課題2 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- ◆子どもの頃からの教育や学びの機会により、平和問題や性的マイノリティ等を含んだ各種人権問題についての正しい知識や理解を促進するとともに、意識を醸成することが重要です。
- ◆特に様々な困難な問題に直面しやすい女性に対して、情報発信や各種支援が必要です。
- ◆男女共同参画センター「フチャール」での相談内容だけでも多様であり、市民が安心して相談できる環境づくりが求められています。

●見たり聞いたりしたことがある用語について(府中市)

出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度・平成30年度)

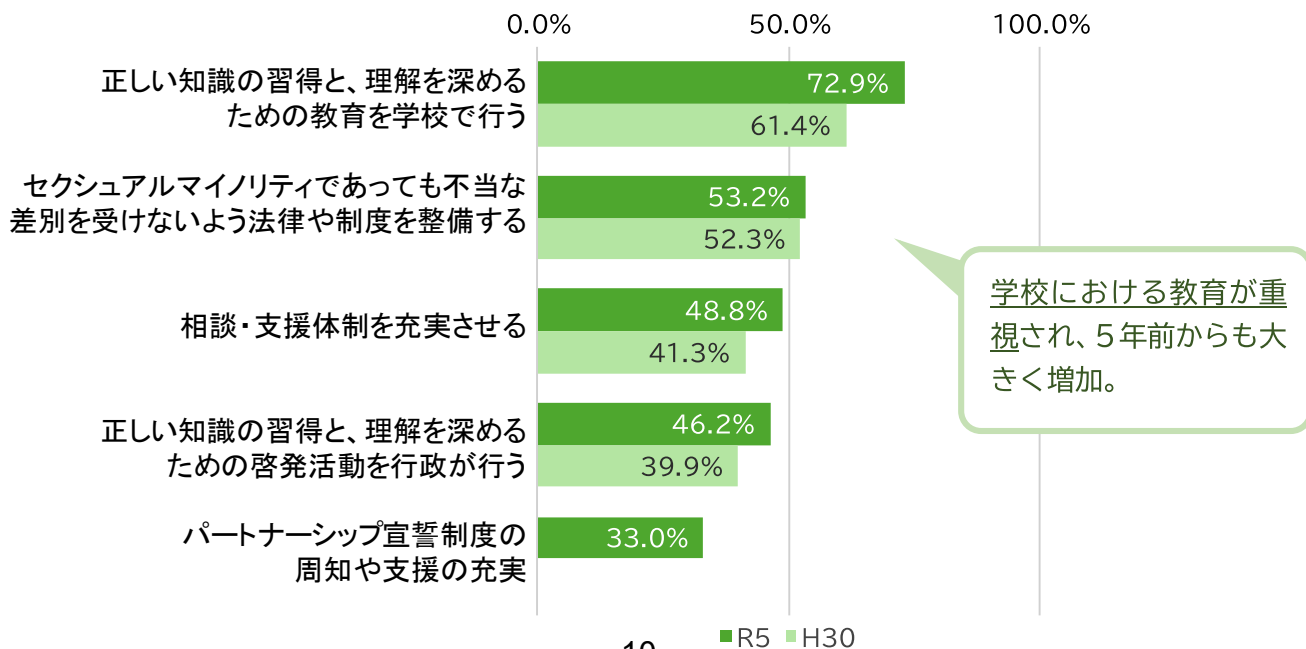
※パートナーシップ宣誓制度、ダイバーシティ&インクルージョンの選択肢は平成30年度なし



●性的マイノリティの方々の人権を守るために、必要な方策(府中市)(上位5位)

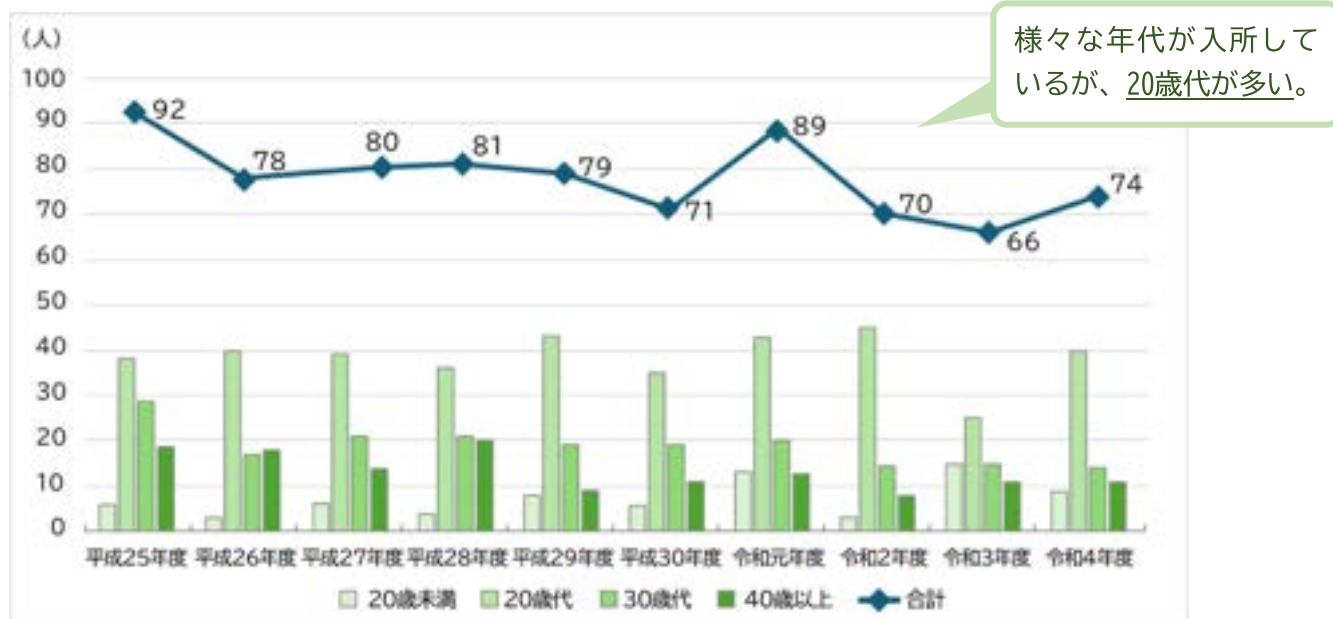
出典:府中市男女共同参画に関する意識調査(令和5年度・平成30年度)

※パートナーシップ宣誓制度の選択肢は平成30年度なし



●女性自立支援施設※の入所の状況(都内5施設及び都外にある女性自立支援施設(全国受け入れ))

出典: 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画(東京都福祉局)

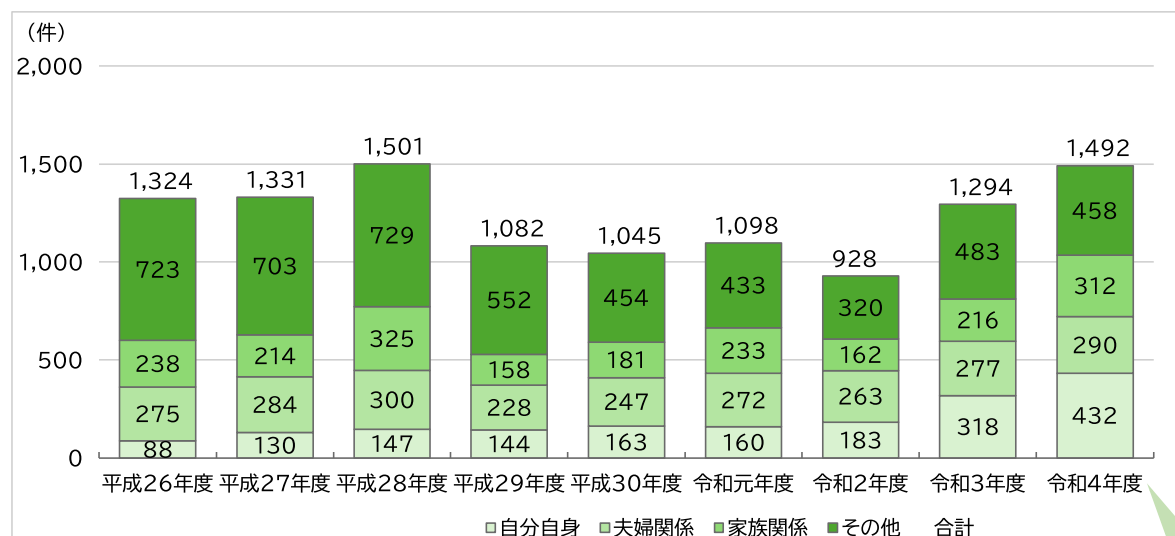


※都道府県や社会福祉法人などが設置している、配偶者からの暴力や家庭環境の破綻、生活の困窮など様々な事情により日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を保護する施設。

●男女共同参画センター「フチャール」における相談状況の推移(府中市)

出典: 府中市 多様性社会推進課

相談内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自分自身	88	130	147	144	163	160	183	318	432
夫婦関係	275	284	300	228	247	272	263	277	290
家族関係	238	214	325	158	181	233	162	216	312
その他	723	703	729	552	454	433	320	483	458
合計	1,324	1,331	1,501	1,082	1,045	1,098	928	1,294	1,492



－施策の方向・展開－

（１）人権意識の啓発の推進

- 男女共同参画社会を形成する上で、持続可能な開発目標（SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は重要であり、平和で公正に、誰もがお互いの特性を理解し合い、多様性を尊重し合う意識の醸成が求められています。平和を願う意識醸成や、人権を尊重し合う意識の高揚を図ります。



○学校と連携した平和教室やイベント、ジェンダーや人権等の講座等を実施するとともに、学校現場においては、人権教育等による意識啓発を推進します。

（２）性的マイノリティへの理解促進と支援の充実

- 性的マイノリティ等に対する差別や偏見などにより、当事者の方が様々な困難を抱える状況が顕在化していることから、多様な性の在り方を尊重し、多様性を認め合う共生社会を実現するため、性的マイノリティに関する正しい理解の促進と支援の充実に努めます。



○多様性を認め合う共生社会の実現を目指し、性的マイノリティ等に対する偏見や差別の解消等に向けた意識啓発を推進するとともに、相談に来られた当事者の方へ情報提供を行うなどの支援の充実に努めます。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

- 女性が抱える困難は、年齢や国籍、障害の有無、配偶者の有無、同居家族が居る、単身世帯であること等により様々です。経済的困難や教育・就職機会の逸失、孤立化、性暴力など深刻な問題を抱える女性について、対象者の早期発見に努め、庁内及び関連機関等との連携強化により、個人の意思を尊重しながら寄り添った支援に努めます。また、誰もが安全・安心に自立した生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点に立って、貧困等を防止するための取組や就職等の支援を進めます。



- 様々な困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、庁内及び関係機関と連携を強化し、必要に応じて適切な支援が受けられるよう努めます。
- 働くことを希望する市民が、ライフステージに応じて仕事と生活を両立して働き続け、その能力を十分に発揮することができるように市内事業所等に促すとともに、女性の起業や労働全般に関する相談を行います。
- 資格取得や就労支援等のセミナー開催、日常生活に支障を抱える家庭への生活支援を通じて、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。
- 市営住宅の優遇抽選や福祉資金の貸付等による経済支援を行います。

(4) 相談窓口の充実

- 市民が抱えている様々な悩みや問題は複雑多様化しており、人権の尊重や男女共同参画の視点に立って、問題を解決するためには、安心して相談できる環境が重要であることから、職員の更なる資質や能力の向上を図るとともに、男女共同参画に関わる相談について、関係機関との連携を深めます。また、各相談窓口の専門性の向上と関係機関との連携強化し、多様な方法で、利用しやすい相談体制の充実を図ります。



- 男女共同参画に関わる悩みや人権等に関する悩みなど、多様な悩みについて、あらゆる市民が安心して気軽に相談できる環境の整備を進めます。

—目標指標—

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
【指標の考え方・目標値の算出方法】		
【指標の考え方・目標値の算出方法】		
【指標の考え方・目標値の算出方法】		

事業一

*No. が色付けされている事業は他の施策で再掲されています。

No.	事業項目	事業概要	担当課
(1) 人権意識の啓発の推進			
78	学校におけるジェンダー平等・人権教育の推進	・教育活動全体を通して、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力・適性等を大切にするとともに「児童の権利に関する条約」や性教育・メディアリテラシー等についての人権教育の啓発に取り組みます。	指導室
63	【再掲】 包括的な性教育の充実	・子どもや若者が、人生において、責任ある選択をするため、狭義の性教育に留まらず、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、デートDV、性暴力の防止などの要素を入れた講座を学校の協力のもと実施します。	多様性社会推進課 子ども家庭支援課
79	教職員の人権研修・意識啓発	・教職員に対しては、職務及び資質の向上を目指した男女平等も含めた人権研修を実施するほか、事例紹介等を通じた女性管理職への昇任意欲の向上や意識啓発支援などに取り組みます。また、女性教員が働きやすい学校環境の整備に努めます。	指導室
(2) 性的マイノリティへの理解促進と支援の充実			
80	性的マイノリティに関する理解の促進	・性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指すため、意識啓発を推進します。	多様性社会推進課
81	パートナーシップ宣誓制度の周知	・一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係について、パートナーの関係にあることを証明するパートナーシップ宣誓制度を周知します。	多様性社会推進課
82	当事者に対する情報提供	・性自認及び性的指向に関する様々な悩みや不安についての相談機関等の情報を当事者へ提供します。	多様性社会推進課
(3) 困難な問題を抱える女性への支援			
83	困難な問題を抱える女性に対する相談体制の充実	・女性相談支援員等を配置し、困難な問題を抱える女性が適切な支援につながるよう相談を行い、必要に応じて関係機関と連携します。また、東京都等が実施する研修会等へ積極的に参加し、支援スキルの向上を目指します。	多様性社会推進課 子育て応援課
84	困難な問題を抱える女性への支援における関係機関との連携の強化	・支援調整会議等、関係機関と定期的に情報交換の機会を持ち、連携の強化に努めます。	多様性社会推進課 関連部署・機関
4	【再掲】 女性の就職支援講座、起業のための講座等の実施	・関係団体と連携し、女性の就職や再就職、起業に役立つセミナー等を関係団体と連携し開催します。 ・関係機関等が発行する広報媒体等を市内事業所等に周知します。	多様性社会推進課 産業振興課
5	【再掲】 労働情報等の周知	・国や都からの情報提供を受け、労働関係法、労働保険、就労に関するセミナー等の開催に関する情報を、広報を通じて周知します。	産業振興課
32	【再掲】 住宅確保要配慮者への居住支援	・高齢者・障害者・子どもを養育する者等が、適切な住宅を確保し、安定した居住を継続できるよう、住宅部門と福祉部門が連携した居住支援事業により民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するとともに、高齢者やひとり親世帯を対象とした市営住宅の優遇抽選や、障害者を対象とした優先入居を実施します。	住宅課

No.	事業項目	事業概要	担当課
33	【再掲】 ひとり親家庭の自立のための支援サービスの実施	・ひとり親家庭の親に対して、自立を支援するためのセミナーを開催したり、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給等を行います。また、状況に応じてひとり親家庭ホームヘルパーを派遣します。	子育て応援課
34	【再掲】 母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	・貸付の必要性が高いひとり親家庭の母等に対して、適切な貸付を実施します。	子育て応援課
(4) 相談窓口の充実			
85	各種相談体制の充実	・人権身の上相談、法律相談等の各種専門相談を行います。(広聴相談課) ・DV、デートDV、女性への暴力、人間関係、自分自身の生き方等に関する相談を受け付けます。(多様性社会推進課) ・ひとり親家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談や支援を行います。(子育て応援課、多様性社会推進課) ・市と地域包括支援センターが連携し、高齢者及び介護者に関する相談や支援を行います。(高齢者支援課) ・障害のある人の福祉や地域生活についての相談を行います。また、令和6年4月に開所した子ども発達支援センター「はばたき」では、発達や学校生活などに不安等を抱える子どもとその保護者に対し、福祉と教育の連携による一体的で切れ目のない支援を行います。(障害者福祉課) ・地域子育て支援センター「はぐ」や子育て広場事業において保育士等による相談を受け付け、情報交換や交流の場を提供します。また、必要に応じて子ども家庭支援センターと保健センターが連携し、支援を行います。(保育支援課) ・青少年の悩みに関する相談を受け付け、関係機関の紹介や助言を行います。また、小中学生やその保護者がスマートフォンなどを通じて気軽に相談できる環境を整備し、小児科医との直接相談も実施します。(児童青少年課)	広聴相談課 多様性社会推進課 子育て応援課 高齢者支援課 障害者福祉課 健康推進課 子ども家庭支援課 保育支援課 児童青少年課
10	【再掲】 年金・労働相談	・労働条件、労使関係、年金、健康保険、雇用保険、労災など労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。	広聴相談課